

中之条町立中之条中学校部活動に関する方針

中之条町立中之条中学校

1 部活動設置方針

- (1) 生徒が主体的に活動できる部活動の設置に努める。
- (2) 安全で安定した活動ができるよう部活動数の目安を示す。
 - ① 基本教員定数内で顧問が担当でき、可能な限り複数顧問制のとれる部活動数とする。(1部活2名体制)
教員定数：6, 7学級の場合14人、10学級の場合16人。
部活数例：6, 7学級：6～10、10学級：7～最大14。
 - ② 原則として学校施設で、効果的に活動できる部活数とする。
 - ③ 団体出場可能な人数を確保できるものとする。
- (3) 運動部のみにならないように努める。

2 部活動編成方針

- (1) 部活動設置方針を基本とする。
- (2) 指導の専門性の有無、外部指導者等との連携を考慮する。
 - ① 学校管理下の活動であることから、指導に関わる最終判断は学校であることを理解し、他の活動と重複した場合、学校生活を優先することとする。
 - ② 子ども達の身体的・心理的発達段階を考慮し指導にあたる。
- (3) 顧問教諭の高い指導専門性を生かせるように努める。
- (4) 生徒の特性を考慮した編成に努める。
- (5) 部活動の編成が困難な状況が生じた場合は、該当する部の募集を次年度行わず休部とする。
 - ① この場合、在校生、競技関係者(外部指導者)、保護者、新入生には予め説明をする。(最終説明は、新入生説明会であることが望ましい。)
 - ② 募集をしない部の在校生の活動(練習、大会出場等)は、継続希望がある場合は保障する。
 - ③ 休部が2年続いた場合は、廃部とする。

3 部活動運営方針

- (1) 生徒、顧問、保護者、外部指導者等の協力のもとに運営する。
 - ① 「中之条町部活動に係る方針(中之条町教育委員会：令和2年4月1日改正)」に準じて活動する。
 - ② 他の活動と重複の場合、学校生活優先を原則とする。個々のケースでは、その都度協議する。
 - ③ 現在の部活動運営状況を理解のもと、顧問・保護者双方の過負担にならないように保護者会の主体的運営を含め、協力を求める。
- (2) 生徒が主体的に活動でき、生徒の良さを伸ばし、実態に合った部活動の指導に努める。
- (3) 小学校からの継続した活動を選択することだけでなく、初心者も入部しやすい運営に努める。
- (4) 部活動の活動時間などについては以下の通りとする。
 - ① 授業日の活動終了時刻
 - 平日の休みは月曜日とする。ただし、土曜～日曜に大会(中体連公式大会・吹奏楽連盟主催大会)が続いた場合の次の週、1日の休みを設けること。
 - 部活動の延長については、大会(中体連・吹奏楽連盟主催で県・関東・全国大会に出場)に出場することが決定し、保護者の許可と部員の同意の上、「部活動延長申請・同意書」を部員各自が顧問に提出をして、顧問、担任、部活動主任、学校長の承認を得て、延長して活動することができる。ただし、顧問がいない場合は部活延長できない。

4月～9月【部活終了時刻17:55 完全下校時刻18:15】

(部活動延長の場合、部活終了時刻は18:25 完全下校は18:45とする。)

10月～2月【部活終了時刻16:55 完全下校時刻17:15】

(部活動の延長は、その大会1ヶ月前から行うことができる。この場合の部活終了時刻は、17:25 完全下校は17:45とする。)

3月【部活終了時刻17:25 完全下校時刻17:45】

(部活動の延長は、その大会1ヶ月前から行うことができる。この場合の部活終了時刻は、17:55 完全下校は18:15とする。)

②土曜日・日曜日の活動について

- 顧問不在の場合は、活動することができない。
- 土・日のいずれか1日の休みを設ける。活動時間は3時間を超えないようにすること。
- 両日にわたって活動しなければならない場合(大会等の公的行事参加)についてはこの限りでない。その場合翌週2日間の休みを設ける。
- 顧問が、学校へ出勤していない場合は、部室の鍵は借りられない。また部活動を開始することはできない。

③長期休業中の部活動について

- 8:15～16:45までの時間内での活動とし、練習試合及び大会等の公的行事以外は、午前・午後にわたらないようにする。ただし活動時間は3時間を超えないようにすること。
- 原則、土・日曜日については活動しない。
- 夏季休業中の猛暑時は7時から活動することができる。この場合、開始時刻に合わせて終了時刻を早める。その他の長期休業日は7時30分から活動できる。ただし、いずれの場合も顧問がいる場合に限る。
- 日直の教員のいる活動日は、当日開始・終了時刻を部活動黒板に記入するとともに、日直の教員に開始と終了の報告をする。

沿 革

1. 令和5年4月 1日施行
2. 令和5年4月21日一部改正